

みなみさんりく 復興まちづくりニュース



<第26号>
平成27年1月
発行・編集
南三陸町
復興事業推進課、復興用地課
復興市街地整備課

1 防災集団移転促進事業（高台移転）3団地完成！！

戸倉地区の波伝谷松崎団地と津の宮原団地、歌津地区の石浜・名足団地が12月に完成しました。



波伝谷松崎団地



津の宮原団地



石浜・名足団地

(担当:復興事業推進課 移転促進第1係・第2係)

2 第7回志津川市街地団地別まちづくり検討会について

現在、志津川市街地の高台移転においては、各高台団地登録者の方々に新しいまちづくりについて検討会を実施しています。宅地決定方法、街並み景観等の様々なまちづくりルールについて議論していただき、より良いまちづくりを目指しています。

検討委員以外の方も傍聴が可能ですので、ぜひご参加いただき検討会の様子をご覧ください。

■開催日時・場所

●● 第7回 志津川市街地団地別まちづくり検討会 ●●			
期 日	時 間	対象団地	場 所
平成27年2月10日(火)	午後6時30分から	東 団地	南三陸 ポータルセンター
2月12日(木)	同上	西 団地	
2月13日(金)	同上	中央団地	

(担当:復興市街地整備課 復興拠点整備係)

3 防災集団移転促進事業 住宅団地への入居予定者の公募について

防災集団移転促進事業で整備を進めている町内の3団地(志津川東、志津川中央、志津川西)において、現在、入居予定者を公募しております。詳細については「みなみさんりく復興まちづくりニュース第25号」(平成26年12月19日発行)をご覧ください。

(担当:復興市街地整備課 復興拠点整備係)

4 住まいの復興給付金について

本制度は、東日本大震災により被害が生じた住宅の所有者が、引上げ後の消費税率（8%）が適用される期間に新たに住宅を建築・購入または補修し、その住宅に居住している場合に給付を受けることができる制度です。ただし、引き渡し後1年以内に申請の手続きが必要となりますのでご注意ください。

1 新築住宅を建築・購入または中古住宅を購入した場合（消費税率8%）

給付申請額	再取得住宅の床面積（上限 175㎡）	対象者
	×	
	5,130円（給付単価）	
	×	
	再取得の持ち分割合（※）	対象住宅
	給付額（最大 897,000円）	

以下の要件をすべて満たす者・住宅が対象となります。

- ①被災住宅を所有していた方
- ②再取得住宅を所有している方
- ③再取得住宅に居住している方

※①～③の要件をすべて満たしていない場合でも、各要件を有する方が共同で申請することもできます。

- 消費税率8%以降に、建築・購入した新築住宅または宅建業者から購入した中古住宅であること
- 床面積 …… 建築の場合：13㎡以上
購入の場合：50㎡以上

※再取得の持ち分割合とは親子・夫婦などで持ち分を設定した場合に、給付金がそれぞれの持ち分に応じて給付されることとなりますが、1回の申請手続きで代表者の方に合計した額が給付されます。

2 被災住宅を補修した場合（消費税率8%）

給付申請額	A被災住宅の床面積×給付単価 ■全壊 : 1,680円 ■大規模半壊 : 1,650円 ■半壊 : 1,380円 ■一部損壊 : 840円	対象者
	AまたはBのどちらか金額の少ない方	
	B補修工事費（税抜き）×0.03	対象住宅

以下の要件をすべて満たす者・住宅が対象となります。

- ①被災住宅を所有していた方
- ②被災住宅の補修工事を発注した方
- ③補修した被災住宅に居住している方

※①～③の要件をすべて満たしていない場合でも、各要件を有する方が共同で申請することもできます。

- 消費税率8%以降に、補修した被災住宅であること

3 その他（被災住宅が自己所有でない場合の消費税増税に対する給付制度のご案内）

被災した住宅が自己所有でない場合（アパート等の借家入居者など）については、この給付制度の対象外となりますが、国が別に給付している「すまい給付金制度（最大30万円）」の給付対象になる場合があります。

詳しくは住まいの復興給付金事務局コールセンター、またはホームページで確認できます。

- TEL 0570-200-246 【有料】（9時～17時 土・日・祝日含む）
- ホームページ <http://fukko-kyufu.jp>

5 被災した住宅用地の買取について

町では、災害危険区域内において被災した住宅用地の買取りをを行っています。

この買取りについては、申込み制となっています。

まだ、買取りの申込みをされていない方や、所有する土地の買取りの可否などについてお知りになりたい方は、お気軽に復興用地課までご連絡・ご相談ください。（担当：復興用地課 用地第1係・第2係）

問合せ先

復興用地課 0226-46-1381
復興市街地整備課 0226-46-1382

復興事業推進課 0226-46-1379
歌津総合支所 0226-36-2111